

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和6年11月27日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400037 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400067 号

第1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 26 年 10 月 1 日までの期間、同年 11 月 1 日から平成 27 年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日までの期間、同年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 29 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間、同年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間、同年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日までの期間、平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間、同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間、令和 2 年 1 月 1 日から同年 5 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 25 年 4 月、同年 6 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 26 年 9 月まで、同年 11 月から平成 27 年 1 月まで、同年 3 月、同年 4 月、同年 7 月から同年 11 月まで、平成 28 年 2 月から同年 4 月まで、同年 6 月、同年 7 月、同年 9 月から同年 11 月まで、平成 29 年 2 月から同年 4 月まで、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 11 月、平成 30 年 1 月、同年 3 月、令和 2 年 1 月から同年 4 月まで及び同年 6 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 4 月、同年 6 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 26 年 9 月まで、同年 11 月から平成 27 年 1 月まで、同年 3 月、同年 4 月、同年 7 月から同年 11 月まで、平成 28 年 2 月から同年 4 月まで、同年 6 月、同年 7 月、同年 9 月から同年 11 月まで、平成 29 年 2 月から同年 4 月まで、同年 6 月、同年 8 月、同年 10 月、同年 11 月、平成 30 年 1 月、同年 3 月、令和 2 年 1 月から同年 4 月まで及び同年 6 月から同年 8 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成 29 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間、平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日までの期間及び同年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額(別表の第 6 欄)から同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 29 年 10 月、平成 30 年 1 月及び同年 3 月の訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和元年 12 月及び令和 2 年 5 月の訂正後の標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

4 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
② 平成 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
③ 平成 25 年 10 月 1 日から平成 27 年 2 月 1 日まで
④ 平成 27 年 3 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
⑤ 平成 27 年 7 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑥ 平成 28 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
⑦ 平成 28 年 6 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
⑧ 平成 28 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑨ 平成 29 年 2 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
⑩ 平成 29 年 6 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
⑪ 平成 29 年 8 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
⑫ 平成 29 年 10 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
⑬ 平成 30 年 1 月 1 日から同年 2 月 1 日まで
⑭ 平成 30 年 3 月 1 日から同年 4 月 1 日まで

⑮ 令和元年12月1日から令和2年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されている。給与からは、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額な保険料が控除されていたので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間①、請求期間②、請求期間③のうち平成25年10月1日から平成26年10月1日までの期間及び同年11月1日から平成27年2月1日までの期間、請求期間④、請求期間⑤、請求期間⑥、請求期間⑦、請求期間⑧、請求期間⑨、請求期間⑩並びに請求期間⑪について、A社から提出された勤務状況、給与額等が記載された資料及び給料一覧表（以下「給与明細書」という。）により、別表の第4欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

請求期間⑫、請求期間⑬、請求期間⑭、請求期間⑮のうち令和2年1月1日から同年5月1日までの期間及び同年6月1日から同年9月1日までの期間について、事業主から提出された給与明細書及び勤休カードにより、別表の第3欄及び第5欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）は、いずれも同表の第2欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、請求期間②、請求期間③のうち平成25年10月から平成26年9月まで及び同年11月から平成27年1月まで、請求期間④、請求期間⑤、請求期間⑥、請求期間⑦、請求期間⑧、請求期間⑨、請求期間⑩、請求期間⑪、請求期間⑫、請求期間⑬、請求期間⑭並びに請求期間⑮のうち令和2年1月から同年4月まで及び同年6月から同年8月までに係る標準報酬月額については、給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額若しくは報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の上記訂正期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認

められる。

- 2 請求期間⑫のうち平成 29 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで、請求期間⑬及び請求期間⑭については、給与明細書及び勤休カードにより、別表の第 3 欄及び第 6 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記 1 の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成 29 年 10 月、平成 30 年 1 月及び同年 3 月については、給与明細書及び勤休カードにより確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額から同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間⑮のうち令和元年 12 月 1 日から令和 2 年 1 月 1 日までの期間及び同年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、給与明細書及び勤休カードにより、別表の第 2 欄及び第 3 欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、令和元年 12 月及び令和 2 年 5 月の標準報酬月額については、給与明細書及び勤休カードにより確認できる本来の報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 7 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第 2 欄に掲げるオンライン記録の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 4 請求期間⑯のうち、平成 26 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、給与明細書により検証したところ、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、当該期間のオンライン記録の標準報酬月額を超えていないことから厚生年金特例法による標準報酬月額の記録を訂正することはできない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が平成 26 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成25年4月	19万円	—	24万円	32万円	24万円	—
平成25年6月	19万円	—	28万円	38万円	28万円	—
平成25年7月	19万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成25年8月	19万円	—	22万円	32万円	22万円	—
平成25年10月	16万円	—	26万円	34万円	26万円	—
平成25年11月及び同年12月	16万円	—	22万円	28万円	22万円	—
平成26年1月	16万円	—	20万円	26万円	20万円	—
平成26年2月	16万円	—	22万円	28万円	22万円	—
平成26年3月及び同年4月	16万円	—	24万円	32万円	24万円	—
平成26年5月	16万円	—	22万円	28万円	22万円	—
平成26年6月	16万円	—	24万円	32万円	24万円	—
平成26年7月	16万円	—	26万円	34万円	26万円	—
平成26年8月	16万円	—	18万円	24万円	18万円	—
平成26年9月	20万円	—	24万円	30万円	24万円	—
平成26年11月	20万円	—	24万円	24万円	24万円	—
平成26年12月及び平成27年1月	20万円	—	22万円	22万円	22万円	—
平成27年3月	20万円	—	26万円	26万円	26万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成27年4月	20万円	—	24万円	24万円	24万円	—
平成27年7月	20万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年8月	20万円	—	24万円	24万円	24万円	—
平成27年9月	19万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成27年10月	19万円	—	24万円	24万円	24万円	—
平成27年11月	19万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成28年2月	19万円	—	22万円	22万円	22万円	—
平成28年3月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年4月及び同年6月	19万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成28年7月	19万円	—	22万円	22万円	22万円	—
平成28年9月及び同年10月	24万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成28年11月	24万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成29年2月	24万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成29年3月	24万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成29年4月、同年6月及び同年8月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成29年10月	26万円	32万円	—	28万円	28万円	32万円
平成29年11月	26万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成30年1月	26万円	32万円	—	30万円	30万円	32万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成30年3月	26万円	32万円	—	30万円	30万円	32万円
令和元年12月	26万円	28万円	—	26万円	—	28万円
令和2年1月及び同年2月	26万円	28万円	—	28万円	28万円	—
令和2年3月	26万円	28万円	—	34万円	28万円	—
令和2年4月	26万円	28万円	—	28万円	28万円	—
令和2年5月	26万円	28万円	—	26万円	—	28万円
令和2年6月	26万円	28万円	—	32万円	28万円	—
令和2年7月及び同年8月	26万円	28万円	—	28万円	28万円	—

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2400039 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2400068 号

第 1 結論

1 請求者のA社における請求期間のうち、平成 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から第 6 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 25 年 6 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 28 年 12 月まで、平成 29 年 2 月から令和 2 年 4 月まで、同年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 25 年 6 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 28 年 12 月まで、平成 29 年 2 月から令和 2 年 4 月まで、同年 7 月及び同年 8 月の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における請求期間のうち、平成 30 年 9 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間、同年 12 月 1 日から平成 31 年 3 月 1 日までの期間、同年 4 月 1 日から令和元年 6 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、上記 1 の訂正後の標準報酬月額 (別表の第 6 欄) から同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成 30 年 9 月、同年 12 月から平成 31 年 2 月まで、同年 4 月、令和元年 5 月、同年 10 月から令和 2 年 4 月まで、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額 (別表の第 6 欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

3 請求者のA社における請求期間のうち、令和 2 年 5 月 1 日から同年 7 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 2 欄に掲げる標準報酬月額から同表の第 7 欄に掲げる標準報酬月額とする。

令和 2 年 5 月及び同年 6 月の標準報酬月額 (別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日まで
② 平成 25 年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日まで
③ 平成 29 年 2 月 1 日から令和 2 年 9 月 1 日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間①、②及び③における厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与額より低額の届出に基づき決定されている。給与からは、決定された標準報酬月額に見合う厚生年金保険料より高額の保険料が控除されていたので、各請求期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間のうち、平成 25 年 6 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間、同年 10 月 1 日から平成 29 年 1 月 1 日までの期間、同年 2 月 1 日から令和 2 年 5 月 1 日までの期間及び同年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間について、A社から提出された「業務実績と給与明細」、給料一覧表及び勤休カード（以下「給与明細書等」という。）により、別表の第 3 欄、第 4 欄及び第 5 欄に掲げるとおり、当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）若しくは報酬月額に見合う標準報酬月額は、いずれも同表の第 2 欄のオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除をしていたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額若しくは報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、平成 25 年 6 月から同年 8 月まで、同年 10 月から平成 28 年 12 月まで、平成 29 年 2 月から令和 2 年 4 月まで、同年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び本来の報酬月額に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を年金事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に

係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成30年9月1日から同年10月1日までの期間、同年12月1日から平成31年3月1日までの期間、同年4月1日から令和元年6月1日までの期間、同年10月1日から令和2年5月1日までの期間及び同年7月1日から同年9月1日までの期間については、給与明細書等により、別表の第3欄及び第6欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が上記1の厚生年金特例法による記録訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、平成30年9月、同年12月から平成31年2月まで、同年4月、令和元年5月、同年10月から令和2年4月まで、同年7月及び同年8月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第6欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第6欄に掲げる訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間のうち、令和2年5月1日から同年7月1日までの期間については、給与明細書等により、別表の第2欄及び第3欄に掲げるとおり、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、令和2年5月及び同年6月の標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる本来の報酬月額から、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる額から同表の第7欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別表

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成25年6月	20万円	—	30万円	41万円	30万円	—
平成25年7月及び同年8月	20万円	—	36万円	47万円	36万円	—
平成25年10月	16万円	—	26万円	34万円	26万円	—
平成25年11月	16万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成25年12月	16万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年1月	16万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成26年2月	16万円	—	28万円	36万円	28万円	—
平成26年3月	16万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成26年4月	16万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年5月	16万円	—	28万円	36万円	28万円	—
平成26年6月	16万円	—	32万円	41万円	32万円	—
平成26年7月	16万円	—	34万円	44万円	34万円	—
平成26年8月	16万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年9月及び同年10月	24万円	—	30万円	38万円	30万円	—
平成26年11月	24万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成26年12月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年1月	24万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成27年2月	24万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年3月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成27年4月	24万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成27年5月	24万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成27年6月	24万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年7月	24万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成27年8月	24万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年9月	19万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成27年10月及び同年11月	19万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成27年12月	19万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成28年1月	19万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年2月	19万円	—	24万円	24万円	24万円	—
平成28年3月	19万円	—	36万円	36万円	36万円	—
平成28年4月	19万円	—	26万円	26万円	26万円	—
平成28年5月	19万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成28年6月	19万円	—	30万円	32万円	30万円	—
平成28年7月及び同年8月	19万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成28年9月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—
平成28年10月	22万円	—	28万円	28万円	28万円	—
平成28年11月、同年12月及び平成29年2月	22万円	—	30万円	30万円	30万円	—

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成29年3月から同年5月まで	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成29年6月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成29年7月	22万円	—	32万円	32万円	32万円	—
平成29年8月	22万円	—	34万円	34万円	34万円	—
平成29年9月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成29年10月から同年12月まで	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年1月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成30年2月	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年3月	24万円	32万円	—	36万円	32万円	—
平成30年4月及び同年5月	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年6月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成30年7月	24万円	32万円	—	34万円	32万円	—
平成30年8月	24万円	32万円	—	32万円	32万円	—
平成30年9月	22万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
平成30年10月	22万円	34万円	—	36万円	34万円	—
平成30年11月	22万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成30年12月	22万円	34万円	—	30万円	30万円	34万円
平成31年1月	22万円	34万円	—	28万円	28万円	34万円
平成31年2月	22万円	34万円	—	30万円	30万円	34万円

第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄	第7欄
請求期間に係る月	オンライン記録の標準報酬月額(訂正前)	本来の報酬月額に見合う標準報酬月額	(本来の報酬月額が算定できない期間における)報酬月額に見合う標準報酬月額	厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額	厚生年金特例法訂正後の標準報酬月額	厚生年金保険法(75条本文)訂正後の標準報酬月額
平成31年3月	22万円	34万円	—	34万円	34万円	—
平成31年4月及び令和元年5月	22万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
令和元年6月	22万円	34万円	—	34万円	34万円	—
令和元年7月	22万円	34万円	—	36万円	34万円	—
令和元年8月及び同年9月	22万円	34万円	—	34万円	34万円	—
令和元年10月	22万円	34万円	—	32万円	32万円	34万円
令和元年11月及び同年12月	22万円	34万円	—	28万円	28万円	34万円
令和2年1月及び同年2月	22万円	34万円	—	24万円	24万円	34万円
令和2年3月	22万円	34万円	—	28万円	28万円	34万円
令和2年4月	22万円	34万円	—	24万円	24万円	34万円
令和2年5月及び同年6月	22万円	34万円	—	22万円	—	34万円
令和2年7月及び同年8月	22万円	34万円	—	26万円	26万円	34万円